

会員各位

2019年9月7日  
フィットネスガーデン馬橋

### 消費税法改正（税率引上げ）の対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃よりフィットネスガーデン馬橋をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、国税庁から公表されている2019年10月1日からの「消費税法改正（税率引上げ）」について、弊社における消費税の取扱いを下記の通り対応させて頂く事になりました。内容をご確認頂き何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

現行 : 税抜価格+消費税8%  
改定後 : 税抜価格+消費税10%

実施時期 : 2019年10月度対象分より

適用対象 : 消費税をお預かりする全ての取引（軽減税率対象取引は除く）  
入会登録料、月会費、各種利用料、有料プログラム、ショップ商品等

※2019年10月度会費を2019年9月以前にお預かりする場合も消費税10%となります

以上